

# 会 議 録

会 議 名	東松山市情報公開・個人情報保護審議会					
開 催 日 時	令和4年8月26日（金）			開 会	午前10時00分	
				閉 会	午前10時55分	
開 催 場 所	東松山市総合会館 3階 304会議室					
会 議 次 第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 (1) 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告） (2) デジタル社会形成整備法第51条による改正個人情報保護法の施行に伴う条例の整備について（諮問） (3) その他 4 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数		0人	
非公開の理由 （非公開の場合）	/					
委員出欠状況	会 長	高 野 正 秀	出席	副会長	小 暮 晴 彦	欠席
	委 員	小 柳 亮 直	出席	委 員	稲 村 進	出席
	委 員	岡 田 和 子	出席	委 員	関 口 喜 希	欠席
	委 員	戸 森 健 治	出席	/		
事 務 局	総務部次長	加 藤 充		総務課長	福 田 誠	
	総務課主査	鈴 木 康 之		総務課主任	佐 藤 郁 也	

<p>1 開 会</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、公私ともお忙しいところ、東松山市情報公開・個人情報保護審議会に御出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の会議の司会を務めさせていただきます、総務課長の福田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、小暮委員と関口委員がいらっしゃいませんが、会議の定足数である過半数を超えておりますので、会議は成立いたしましたことを御報告いたします。</p> <p>それではただいまから、東松山市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p>
<p>2 挨拶</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>まず始めに、高野会長より御挨拶をお願いします。</p> <p>— 高野会長挨拶 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、総務部の加藤次長より御挨拶を申し上げます。</p> <p>— 加藤次長挨拶 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>加藤次長につきましては、他の公務がありますので退席させていただきます。</p> <p>— 加藤次長退席 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>続きまして、今年度最初の会議になりますので、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p>

3 議 題	<p>— 事務局職員の紹介 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>審議会条例第5条により、会議の議長には、会長がなることになっておりますので、以後の議事進行につきましては高野会長によりしくお願いいたします。</p> <p>(高野会長)</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、私から本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。名簿の順番から、今回は岡田委員と戸森委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてお諮りいたします。原則公開となっている会議ですが、本日の案件ですと特に非公開にすべきと思う事項はございません。委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>— 委員の同意 —</p> <p>(高野会長)</p> <p>それでは、御異議がないということですので、本日の会議は公開することといたします。</p> <p>事務局に確認ですが、本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p> <p>(事務局 佐藤主任)</p> <p>傍聴希望者はありません。</p> <p>(高野会長)</p> <p>それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>議題の(1) 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
-------	---

(事務局 佐藤主任)

それでは議題の(1) 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について御説明します。

— 資料1-1から資料1-6までの説明 —

(高野会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(戸森委員)

令和3年度も書面会議が多かったのですね。どうしてもやむを得ないかと思いました。

今年度のこれまでの様子はどうか。

(事務局 佐藤主任)

とりまとめをしているなかでは、対面での会議を行っている割合が増えているような印象を受けております。

(事務局 福田課長)

市としましても、イベント等はなるべく開催するといった方針ですので、会議についても余程のことがない限り開催しているのではないかと考えています。

(高野会長)

無いようでしたら、議題の1番については以上とします。

続いて議題の2番、デジタル社会形成整備法第51条による改正個人情報保護法の施行に伴う条例の整備について、事務局から説明をお願いします。

— 資料2-1から資料2-4までの説明 —

(高野会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(小柳委員)

確認で聞いておきたいのですが、東松山市の考え方として、改正後の個人情報保護法によると現行の規律より緩くなるものがあるものの、今回の条例制定により現行と同程度の規律を維持していきたいという考えでよろしいですか。緩めたものはあるのでしょうか。

(事務局 佐藤主任)

改正個人情報保護法の下において、条例で定めることができる内容は限られているなかで、条例で定めることができる内容については、引き続き現行と同程度の規律を維持したいという考えです。

一方で、条例で定めることができない部分もあるわけですが、個人情報の保護に関しては、改正法と現行条例で概ね同じような考え方を持っていますので、現行と法の施行後で、規律の内容は大きくは変わらないものとなっています。

(小柳委員)

条例で定めることができる部分については、いままでのものを維持していこう形で、整備案が示されているということですね。

(事務局 佐藤主任)

そのようになります。

(戸森委員)

条例に規定する主な内容についてのうち、(2)の「個人情報の適正な取扱いに関する規定」部分の説明について確認ですが、「個人情報取扱事務登録簿」を「適宜職員が見直しを行う」とは、

具体的にどういうことですか。

(事務局 佐藤主任)

少し資料が戻ってしまうのですが、参考に「資料1-4 令和3年度個人情報取扱事務の各種届出概要」の1ページをご覧ください。こちらは現行条例下で行っているものでして、改正個人情報保護法の施行後も条例に規定することで、引き続き同様のことを行いたいと考えているものです。

現行の個人情報保護条例では、個人情報を取り扱う事務を新たに開始するときに、この届出を行いまして、この届出内容を市民情報コーナーに配置することによって、どのような個人情報取扱事務があって、具体的にどのような個人情報を取得し、どのように取り扱っているのかを公表するといったことを行っております。具体的に個人の名前が載っているわけではないのですが、ここにある「記録の対象者」に該当するような方は、この事務で自身の個人情報が取り扱われているということがわかりますので、その内容などに疑義があるときには保有個人情報の開示請求をされるなどによって、自身の個人情報の取扱状況を確認することができるという流れになっております。

改正個人情報保護法では、個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられていますが、記録の対象が1,000件を超えないものなどは対象外というものもありますし、また、個人情報取扱事務のなかでは、データベースの形式以外で個人情報を取り扱うものもあります。そういったものが改正法においては公表の対象から外れてしまう面で、現行の条例より緩くなってしまうので、こういった制度を維持することによって、市民の皆さんが市でどのような個人情報が取り扱われているのかというのを知ることができるようにしたいというのが、この内容の趣旨になります。

(岡田委員)

大きな自治体だとなかなか難しいことが、東松山市ぐらいの規模の自治体だときめ細かくできるということですかね。

(事務局 福田課長)

そうですね。

先日、西部11市の庶務担当課長会議に参加した際には、他市も12月議会に条例案を提出する予定というところで、現時点での条例の方向性の情報交換をしたのですが、いまお話のあったような個人情報取扱事務登録簿を整備しないで、改正法が定める個人情報ファイル簿のみを整備すると現時点では考えている市もありました。

東松山市は、現時点での他市の考え方と比べてみても、比較的きめ細かい対応をしていこうというように考えているところ です。先ほどの説明で、開示請求に対する決定期限を、改正法では30日となっているものを、14日を維持するというものがありましたけれども、それについても、その時点では改正法のとおりでいいのではないかと考えている市もありました。

「全国統一の規律が定められるわけだから、そのとおりに運用すればいいのではないか」と考える自治体もありますでしょうし、ただ我々としましては、これまで独自の条例を整備して、きめ細かい規定を設けてきた経緯もありますので、その規定を行うことが法で許されるのであれば、引き続ききっちりと運用していきたいというのが考え方です。

いま、いろんな自治体が参考に他自治体の検討状況を調査したりしていますが、現時点では東松山市のようにきめ細かい規定を設けようと考えているところは多くないようです。

(高野会長)

いかがでしょうか。「現在の条例とあまり変わらないようにしよう。」というようなスタンスで、今回の条例整備を行っていかうというのが御説明の内容ですよね。ほかに何か御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

ないようですので、議題の2番についての質疑は以上とさせていただきます。

なお、答申案につきましては、私と事務局で調整して作成し

